

平成 30 年度総務省「公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会」
平成 31 年 1 月 17 日（木）仙台会場

アライド・ブレインズ株式会社 シニアコンサルタント 大久保 翌

解説 1 「取組が必要な背景と 2017 年度 JIS 対応状況調査結果の説明」

本日の講習会に参加されている団体の皆様について、過去に総務省主催の同種の講習会に参加された方かどうかということを確認させていただいておまして、今日初めてウェブアクセシビリティについてまとまった話を聞くという方々の割合がかなり多いと認識しております。冒頭の説明にもありました通り、総務省では、障害者のウェブ利用についてビデオを公開しています。これは、総務省のホームページで公開されている情報になりますので戻られて確認をいただくことができますけれども、この後の取組の説明について、より理解を深めていただくために、少し補足説明を挟みながらビデオをご紹介しますと思います。障害者のウェブ利用というのはどういうものなのか、どういうことで困っているのかということについて一定の共通理解を持って先に進みたいということです。

では、ビデオの方をご紹介しますけれども、まず目が見えない方、全盲と言います。全く目が見えない方のウェブ利用を紹介したビデオからご説明します。目が見えない方は、最初の説明にもありました通り、音声でホームページを読むソフトウェアを使って皆さんのホームページを読むこととなります。その様子を解説しておりますので、途中で途中で補足をしながら確認をしていきます。

(全盲の利用者のウェブページ利用方法紹介 VTR 再生)

今、説明があったところですけど、画面の内容が全く見えていませんので、マウスカーソルをクリックしたいリンクのところを持っていくということができないのですね。この後、紹介がありますが、キーボードに **Tab** キーというのがあります。この **Tab** キーとか、上下左右の矢印キー、こういったものを使いながら、ホームページの中に出てくるリンクを順々に移動していったり、戻ったり、そういうことをしながら自分が移動したいリンクのところまで行って **Enter** キーを押して次のページに飛ぶ。このような使い方をしていきます。その様子を含めて紹介が続きますので、このまま続けたいと思います。

(全盲の利用者のウェブページ利用方法紹介 VTR 続き再生)

聞きなれない言葉が出てきたと思います。「マークアップ」といいます。ホームページとい

うのは、皆さんにとっては画面に表示されるものだと思うのですが、HTML という言語で書かれています。これは皆さんが HTML という言語を操れるかどうかに関わらず、結果的には HTML で作られて世の中に、全世界に公開されているのですね、例えば、CMS、コンテンツマネジメントシステムという、ホームページを作成したり管理したりするシステムで皆さんのホームページが作られている場合、皆さんが、ブログを書くような感じで情報を入力されるかもしれないですけど、システムの裏側で HTML というものに換えて世の中に公開してくれます。このマークアップというのは、皆さん書いている記事に HTML という言語のタグ付けというんですかね、そういうふうと呼ばれたりもしますけれども、それを付けていくことを言います。これがきちんとできているかどうかということが、後でも出てきますが、とても重要な話になってまいります。皆さんのホームページを作る仕組みとか手順が、そういうふうによくしたホームページを作るものになっているかどうか、間違いが起きていないかどうか、ルールに則って書かれているかどうか、そういうことが問題になってまいります。ここで今紹介されようとしているのは、見出しというものがちゃんと HTML でタグ付けされているかどうか、マークアップされているかどうか、ということを行っています。総務省のトップページを見ていただくと、たくさんの情報の領域があることが分かります。これは、目が見えている人には、あまり意識するほどでもないほど、明確に視覚的に表現されていまして、上の方にピックアップで始まるような大きな枠がありますね。その下によく検索されるキーワードとか新着情報とか、そういう領域があることが分かります。これは、見た目では、くっきりと太くて大きな文字になっていて、マークなんかもついていて、そういう個々の領域だということが分かると思うのですが、この部分を見出しと呼んでいます。この部分に見出しですよ、とタグ付けがしてあると、音声読み上げのソフトは、見出しの部分だけをジャンプして行って、拾い読みするということができるのですね。皆さんは目が見えていると思いますので、この画面を見る時に、例えば総務省のトップページから何の情報を探そうかなという時に、サササッと全体を見まわします。自分に必要な情報が例えばこの右下の方にちょっと見えているトピックスというところにあると分かっていたら、ほかのところはよく読まないでスッとトピックスに視線を移しますよね。同じようなことを音声の世界でも行います。そういうことが出来ないと、一文字一文字ゆっくり順番に読んでということが必要になってしまいます。どのページに行っても全文読まないといけないということが起きると、時間ばかりかかって結局情報を探せないということになってしまいます。目が見えている人と同じように情報を探していけるようにするために、きちんとルールに則ったホームページになっているということが重要になってまいります。その様子をもう少し見てください。

(全盲の利用者のウェブページ利用方法紹介 VTR 続き再生)

少し難しい話が出てきました。今の「必ずしも一致しないのでご注意ください」というの

が大事なところなのですけれども、見た目で見出しだと分かるよう、大きな字にするとか太い字にするとか色をつけるとか画像を添えるとか、こういうことは、目が見えている人にとって、そこが名前、見出し、と分かりやすくなりますよね。大事なことなのですが、それと併せて HTML の要素と言っていましたね、そういうものを使って、きちんと裏側で表現しておいてくださいと言っているんです。例えば、このリストというのは、箇条書きのことですけど、箇条書きの先頭に、ポチっという黒い点とか丸とか、そういうものを皆さんが文字で書いているとすると、数字もそうですね、番号付きの箇条書きの先頭 1、2、3 というような数字を皆さんが入力しているとしたら、これは HTML の世界というリストではないです。音声の世界では箇条書きだと分かりません。箇条書き風に並べられている情報の羅列ということになるんですね。ダラダラダラダラ読んでいきます。皆さんがシステムでホームページを作る時に、そのシステムの機能をちゃんと使って、箇条書きですよ、リストですよ、っていう風に指定してやると、読み上げソフトは、これから 6 つの箇条書きを読みますよみたいなことを、少し補足を入れたりして読んでいくことが出来るようになります。このあたりが、見た目と違う話ですけど、大事なところになります。

(全盲の利用者のウェブページ利用方法紹介 VTR 続き再生)

ここから例示が始まるのですが、二つ大事な話をしていました。今日、自治体さんとか独立行政法人さんとかいらっしやっていますけど、公的機関のホームページも文章、テキスト情報だけでなく、画像がたくさん出てきます。写真とか、グラフとか、地図とかですね。この画像が、音声読み上げソフトでは何を示しているかということが分からない。なので、「代替テキストと呼ばれる説明文を入れてください」ということを言っています。それからもう一つ、PDF の話が出てきました。スキャンした PDF っていうのは、掲載しないでくださいという話をしていたんですね。コピー機などを使って紙の原稿をスキャンして PDF にするということが出来ます。これは、見た目では、印刷物をそのまま PDF にできていて、ちゃんと読めると思っているかもしれないのですけれども、その中身を音声で読もうとすると情報が何も無いのですね。ただの画像になってしまいます。例えば自治体さんなんかでは、災害が起きたときとか、何か不祥事が起きて一生懸命お詫びしなければいけないとか、そういう時に、とにかく早く情報を出さないといけないということで、印刷物をスキャンした PDF 掲載することがあり、その情報を目が見えている人は読めるんだけど、目が見えない人には読めないということが起きて、過去何度か問題になっています。慌てて情報を出していかうとした時にけっこう起きがちな話なんですね。これも普段から知っておいていただいて、「ホームページに掲載する時には、PDF で掲載する必要がある情報でも、元の Word 等からちゃんと変換して掲載したほうが読める人が増えるんだ」と分かっていたら、急いでスキャンした PDF を掲載しなければいけないという事情があったとしても、Word に立ち戻って、何分遅れか、何十分遅れかわかりませんが、読める人が多

いPDFに差し替えるとか、そういうことを行っていくことで読める人を増やします。この後、もう少し聞いていきます。

(全盲の利用者のウェブページ利用方法紹介 VTR 続き再生)

上の方の表が、ルールに則って適切に作られている表です。下はそうではない。見た目は同じで、目が見えている人にとっては、情報はどちらも得られるのですが、音声の世界では全然違うということがこれから説明されます。皆さんのホームページでも表はたくさん出てくると思うのですが、ちゃんとした形でできているかが問題となり、もし過去作られたページできちんとした表が作られていない場合は、きちんと音声でも読み上げられるような形に改善をしていかなければいけない。こういうことをしながら対応を進めていきます。

(全盲の利用者のウェブページ利用方法紹介 VTR 続き再生)

まだ、このビデオ続きがあるのですが、また是非戻られて見てみてください。この一つ前に出てきた画像にきちんと説明、代替テキストを付けるということと、表組みをきちんと目が見えない人も含めて伝わる表組みにする。このあたりは、公的機関にとって非常に厄介な問題として、これまで一生懸命積み重ねてこられてきた団体でも非常に苦勞して時間をかけて取り組んでいる内容になります。印刷物を作る時に非常に複雑なたくさんの情報を一つの表で表現する。こういうことを敢えてやられるケースがあると思います。そこが腕の見せ所みたいなそういう世界があると思うのですが、ホームページに掲載された場合には、いろんな形で読まれます。大きい画面で見てる人もいれば、スマートフォンで見る人も、音声で読んでいるような人も、この後またご紹介するんですけど、見え方を変換して、拡大して表示するような人もいます。そういういろんな使われ方があるという前提に立って、ちゃんと情報が伝わる表になっているかということを考えて、印刷物と必ずしも同じにすべきではないと判断される場合には、表を作り変えてホームページに掲載していくことをやっていきます。

もう一つ、ビデオをお見せします。弱視、ロービジョンの方のウェブ利用についての紹介です。非常に見えにくいという障害です。見えているのですが、コンタクトレンズとか眼鏡を使っても生活に必要な十分な視力を得られないという障害です。パソコンの表示を変換して、ホームページを利用しています。

(ロービジョンのウェブページ利用方法紹介 VTR 再生)

今、表示されているのが、パソコンの画面、画面全体だと思ってください。ものすごい拡大されていることが分かると思います。この後、総務省のサイトに入っていくところを見ていきたいと思います。

(ロービジョンのウェブページ利用方法紹介 VTR 続き再生)

こんな感じで使っている人がいるということですね。どのくらい拡大したら見えるのかとか、どういう色の組み合わせにした方が見やすいのかというのは、その人の見え方によって違います。伊敷さんの場合は、こういう風にすると見やすいということで、こんな形で利用しています。このビデオも続きがありますので是非、もう一つのビデオもあるので戻られたら確認いただけたらと思います。

お手元の資料では、4 ページ、5 ページに、ウェブアクセシビリティを対応する物理的な効果について説明があります。今、ご覧いただいたように、障害がある人は、ホームページを利用している中で困っていることがたくさんあるので、そういうことが起きないようにしよう、障害のある人もない人も同じ情報を得られるようにしなければいけないという話になります。ウェブアクセシビリティに対応するという事は、後々にも話が出てきますけれども、国際的なルールに基づいて作られている JIS X 8341-3 というルールがあるんですね。これに則ってホームページを作ることによって、障害がある人に限らず、多くの人にとって探しやすいホームページになるとか、迷いにくくなるとか、こういう効果をもたらします。これが 1 つ目のユーザビリティの向上ということで説明されております。

それから、途中でも少し話しましたがけれども、2 点目、昨今はいろいろな端末でインターネットが利用されるようになりました。自治体でも、半分以上の方がスマートフォンからアクセスしている。自治体さんのホームページのアクセス方法を解析すると随分何年も前からそういう状況になっている。非常に多い割合の団体さんになるとパソコンから利用する人の方が随分少ないというような状況になってきています。こういったスマートフォンというのは、ご承知の通り画面のサイズが小さくて、縦に向けて利用するとパソコンと画面の向きが違いますよね。マウスで利用するのはなくて指で操作しています。ここも違うところです。皆さんがホームページを作るとか、公開する作業をする時には、パソコンでやられていることが大半だと思うんですけど、見てる人は全然違う画面のサイズとか、全然違う使い方で利用していることがありまして、ルールに則ったホームページにしておくことでスマートフォンでもきちんと読めるとか読みやすいとかいう効果をもたらします。スマートフォンで利用している人が圧倒的に多いですので、皆さんにとっては、特にここにまず注目いただくといいかもしれません。きちんとルールに則るということが大事なところで、それによってスマートフォンでも見やすくなるし、障害のある人も利用できるように

なる。こういう風に考えていただくと良いと思います。

3点目、機械判読性という言葉が出てきます。皆さんはホームページを公開して、パソコンで利用されるとかスマートフォンで利用されるというイメージかもしれませんが、実はその裏側でいろんな機械処理が行われています。代表的なものは、検索サービスです。検索のサービスを提供する事業者の仕組みが皆さんのホームページを巡回して、情報を機械的に収集して分析をしていきます。その結果、皆さんは、検索サービスでキーワードを入れると情報が探し出せる。こういうことになっているんですけども、そこでは多くの機械処理が行われます。自動翻訳なんかも機械処理の一つですね。ここでも紹介されておりますけれども、皆さんのホームページがきちんとルールに則っていると、検索でちゃんと探してもらいやすくなるとか、自動翻訳をした時に翻訳の精度が上がるとか、こういう効果にもつながっていく、といったことが紹介されております。ウェブアクセシビリティというのは、障害者が困っているのですぐにそういうことが起きないようにしようということをやまずご説明しますが、ルールに則るということがその対応の方法なので、国際的なルールに則ると、いろんな人にとってちゃんと使えるとか、探してもらえると、そういうホームページに、皆さんのホームページが変わっていくんだと、こういう風に理解いただきたいと思います。逆に、ウェブアクセシビリティについて、障害者の数は少ないので対応はもう少し先送りにしようとか、隣の自治体もまだやっていないようなので対応はまだ見送ろうとか、このような形で先送りしてきた団体さんのホームページは、国際的なルールに則ったホームページに生まれ変わっていないかもしれないですね。見た目では、見えているけれども、機械的な処理をしようとするといろいろ不都合があるとか、結果的に探してもらえていないとか、スマートフォンで見た時に実は問題が起きているとか、そういう古い時代のホームページの問題を皆さんのホームページもまだまだ引きずっているかもしれません。障害者・高齢者が大丈夫なようにということですけども、ルールに則ってきちんとしたホームページにしていくという基本的なことが求められているんだとご理解いただくと良いと思います。

今日は、総務省の運用ガイドラインを持参いただいている方もいらっしゃると思います。資料の右側にこのようにガイドライン 21 ページという形で、ガイドライン本体の方のどこに該当するかという説明も添えておりますので、詳しい説明をご覧になるとか、ガイドラインの方にメモを取るという場合は、その情報も活用いただければと思います。

ガイドライン本体 21 ページ 2.1.4.というところでは、ウェブアクセシビリティについて多くの誤解がある、間違った解釈があるということを説明しています。どういうことかといいますと、今日いらしている団体さんのホームページにもけっこうな数があるようなんですけど、ホームページの右上に読み上げ機能というものを提供していたり、文字拡大

機能というのがあったり、あるいは団体さんによっては色の組み合わせを変える、色を変換する機能がついていたり、こういうことが、皆さんのホームページにもあるようです。これは、ウェブアクセシビリティの対応として JIS 規格が求めているものではないということをごガイドラインは書いています。障害者がどう利用しているかについて、皆さんがなかなかイメージしづらいために、誤解に誤解が重なってなんだか流行ってしまったというものなんです。先ほど、ビデオをふたつ見ていただきましたけれども、目が見えない方は、画面が見えていけませんので、パソコンを起動した瞬間から音声のソフトが動きます。音声を読み上げるソフトを使っていろんな操作をして、その結果ホームページの世界に入って行って、いろんなホームページを音声で読んで行って、その中の一つとして皆さんのホームページに来ることがあるかもしれない、ということなんです。初めから音声で読む仕組みを持っていて動かしています。皆さんのホームページにやってきて、音声読み上げソフトを起動するなんてことは絶対にしないということが、普通に順序立てて考えていただくと分かって頂けると思いますが、なぜか公共機関のホームページには読み上げ機能が提供されている。誰が使うだろうと障害者の方に聞いても、そんなの私に分かるはずないじゃないですか、とこんなようなことになってるんですね。なぜか流行ってしまった。色の変換も同じです。先ほど、伊敷さんは、拡大をして色の組み合わせを変えていただきましたけれども、メールを書く時、Word で作業する時もああいう大きさに拡大をして色を変えて利用されています。どのホームページを見に行く時も同じです。皆さんのホームページを見に来た時だけ、さあ色を変換しようかなってことは起きえないですね。このことは、ずっと昔から誤解と言われているのですけれど、自治体さんなんかのホームページにどーんとあったり、国のホームページにもついていたということがあるために、なんか必要なんじゃないかということで流行ってきてしまったという経緯があります。このような機能を置いているだけでは、ウェブアクセシビリティに対応していることには全くなりません、ということがガイドラインで説明されております。

ウェブアクセシビリティの対応として求められているのは、皆さんのホームページの記事ひとつひとつをどういう人が読みに来ても問題なく読めるように作っておくこと。1,000 ページあったら 1,000 ページをきちんとしたルールに則ったページにしておくこと。10,000 ページあったら 10,000 ページをルールに則っておくこと。これが求められています。ルールに則っておけば音声で読みに来ようが、検索サービスが探しに来ようが、色を変換されようが、スマートフォンで見られようが大丈夫なはずだ、という状態になるわけですね。これが求められていることで、そういうことを一切やらずに、例えば 1,000 ページボロボロです、10,000 ページボロボロですという状態で、はいどうぞ音声読み上げ機能を使ってくださいとやることはナンセンスです。

公共機関が良くないところはですね、「よその自治体がやっているとうちもやらなければい

けないのではないか」と言う方が現れて、そういうことがあるとなかなか止められない。あるいは、一度何か始めてしまったことをやめるということが難しいという声もよく聞きます。そういう声もお聞きして、総務省のガイドラインでは、これは誤解です、ということガイドラインの中にきちんと書こうということになりました。ここを根拠に使っていただいて、必要な判断をしたり、必要な説明をしたりということを行っていただきたいと思います。皆さんの予算が潤沢で、どうしてもやりたいんだ、ということであれば、余計なお世話で止めるという話ではないんですけれども、初期費用、維持費用などがかかるはずなので、必要なことなのかということ判断いただきたいということです。一番まずいのはですね、こういうことを行ってウェブアクセシビリティに対応した気持ちになってしまって、実際に求められているひとつひとつのページをルールに則るといって、やらなくてはいけないほうを皆さんが全くやらないっていうことになってしまう、結果的にそうになってしまうというところが、これの一番の問題です。やれたつもりになってしまう。本当にそう思っている公共機関の担当の方に過去何回もお会いしたことがあります。読み上げ機能つけていますよ、それで JIS 対応しているんですよって言うような話になっちゃっているんです。そういうことではありません、ということをごここで強調しておきたいと思います。

お手元の資料 7 ページ以降、運用ガイドライン 22 ページ以降は、法律規格指針等をご紹介しますが、冒頭のご説明の中で詳しくありましたので割愛します。運用ガイドラインの本体のほうでは、法律等々の関係する条文を引用する形で説明をしています。皆さんが、取組をこれから進められる上で、取組が必要な背景を説明する資料を作らなければいけないとか、そういう場面では、運用ガイドライン本体の詳しい説明も是非使っていただいて、取組が必要なんですよということの理解を広げていただければと思います。

9 ページです。これまでの経緯の確認をしております。ウェブアクセシビリティというのは、2000 年以前から国際的な取組として行われています。日本では、ずいぶん遅れて 2004 年に初めてのルールが日本語で出来ました。JIS X 8341-3 というのが 2004 年に出来たんですね。これによって日本国内のルールとして、高齢者・障害者が問題なくホームページを利用するためにこういうページの作り方をしなければいけないというのが決まりました。翌年 2005 年に、総務省は公的機関のホームページが JIS に則ったものになっていくように、こういう手順で取り組んでくださいというのを「みんなの公共サイト運用モデル」というもので作りまして、全国の自治体に配布しました。こういったような講習会のようなものも各地で開催して、説明をしております。2000 年以前からの話なんですけれども、国内で広く公になったところから数えても 2005 年以降、あるいは 2004 年以降、十数年にわたって、やらなければいけない、やりましょう、となってきた取組です。間に JIS の改正が挟まりまして、2010 年ですね。「みんなの公共サイト運用モデル」を総務省は改定して

出しています。今日ご紹介してく 2016 年版の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は、総務省からの指針、働きかけとしては 3 回目になります。2005 年当時は、ほとんどの公共機関でウェブアクセシビリティにまだ取り組めていませんでした。一生懸命取り組んでいてノウハウがあるという公的機関を探すのは非常に当時難しくて、我々運用モデルの執筆を担当する立場だったんですけれども、非常に最初の運用モデルをつくるというのは難しい取組でした。ただ 2005 年以降やりましょうという話になりまして、いろいろな公的機関が取り組みました。その中で試行錯誤があつて、いろいろな困難や工夫がありながら、取組を行っていった結果、一定程度成果を出しているという団体が多数生まれてきています。それでもまだ足りなかったので、2010 年に運用モデルというのを改定して、期限を区切って取り組んでくださいということが、この 2010 年の運用モデルでは言われました。皆さんご存じかどうか分からないですけれども、「2014 年度末までに JIS の AA 準拠というのを目指して成果を上げてください。」ということが 2010 年版の運用モデルでは言われました。期限が区切られたということで、大きなインパクトがありまして、それまで取組が始められていなかった団体も「これはやらなければいけない」ということで始めた団体が結構でした。2012 年、2013 年あたりそういう団体さんが一生懸命取り組んで成果を上げてきています。一方で、期限も区切られてやりましょうってことだったのに、まだ取り組めてないとか、取組が不十分だという団体がまだ残っているということが分かっていました。そこで、障害者差別解消法が施行される 2016 年に JIS の改正もありましたので、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」という形で、もういい加減取り組んでください、速やかに取り組んでください、という位置付けで 3 回目の指針が出たという経緯になっています。

公的機関の皆さん、今日お越しの方もそうだと思うんですけど、異動があります。異動がありますので、今日初めてウェブアクセシビリティについて話を聞くという方がいらっしやって全然おかしくないんですけども、利用者のほうは 2000 年より以前から困っているのですね。読めない情報がある、あるいは読める情報と読めない情報がごちゃごちゃ混ざっていて訳が分からないとか、こういうことでずっと困っている状態が続いています。皆さんのホームページに、2019 年現在、問題があるとしたら極めてまずいことであつて、利用者の人がずっと困っている。皆さん今日初めて聞かれるかもしれませんが、ずっと以前から何とかしてほしいと思っている人たちがいる、こういう経緯のある話だと理解をしてください。障害者差別解消法という法律も施行されていますので、皆さんがルールに則ったホームページ作りというものに着手もしていないとか、あるいはどういう風に改善していつてくれるんですか、と質問された時に何も答えられないとか、あるいは改善に取り組んでいないのに出来てますと嘘をついてしまうとか、こういうことが起こるとこれは不誠実だという話になって障害者差別解消法に則った対応が出来ていないんじゃないですかということで大きなトラブルになって全くおかしくないということです。間違つて理解されると大変なところなので昨日今日始まった話ではなくて、今現在、皆さんのホーム

ページに問題があるということは、大変まずいというふうに理解してください。

対応が求められている対象について総務省のガイドラインではこのように言っています。「各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツである」と。公式ホームページはもちろん対象で、これは皆さんの団体の顔として大事なものですので、是非取り組んでいただきたいということです。皆さんの団体が公式ホームページ以外にもホームページとか例えば検索サービスとか予約サービスとかウェブシステムみたいなものを運用しているとか、なんとかポータルみたいなものを運営しているとか、そうことがあるとしたら全てが対象です。これは、今日持ち帰っていただきたい情報の中でひとつ大事なところですよ。すべてが対象です。今日は、公式ホームページを担当されている部署の方が多いと思いますが、もし皆さんの組織がほかにもホームページを持っているとしたら、これは大きな組織になると珍しいことではないですね。数十のホームページがあるとか、県とか政令市レベルになると100以上あるってことが全然珍しくありません。そうなってきますと、公式ホームページの部署だけの話では済まない。各所属が運営しているのであれば、そこも取組が必要だということを理解して取組始めていかなければならないという話になりますので、「全部が対象です」という話を皆さん組織に確実に持ち帰っていただいて、共有をし、それぞれのホームページの取組が、まず着手されるように促していただきたいと思います。この話はまた後で出てきますが、とても重要な話です。

2017年度に総務省が行った調査の説明をしまいいります。14ページです。国の機関と地方公共団体すべて、町村も含めて公式ホームページを対象に調査を行っています。公式ホームページのトップページからリンクを巡回しまして、リンクがつながっている全部のページ、これを機械的に検証したという調査になります。調査の方法ですけれども、総務省の提供する評価ツール **miChecker** というものを用いて機械的な検証を行っております。機械的に分かることに絞って行っていますので、問題があるというページの数が出ていますが、「人の判断も含めてもっと細かいチェックを入れていったらもっとたくさん問題があるかもしれない」と、こういうふうに思ってください。ウェブアクセシビリティというのは機械で分かることもあるのですが、機械で分からないこともたくさんあります。この調査は、機械で分かることに絞ってその代わり全ページの状態を見て、皆さんの状況をお伝えしようという調査です。逆に機械が見ていることですので、総務省の **miChecker** が問題あると言っている、よくよくそのページを分析していくと、これは障害者の利用には実害がないと言えるんじゃないかという判断になる場合も稀にあります。皆さんのホームページに問題があるというページがどのくらいあるか、そしてどういう問題が多かったかというのが、調査結果として、調査団体さんには、昨年3月に配られております。問題がほとんどなかった、もうちょっと直せば済むという団体さんは改善に取り組んでください。どうもたくさん問題がある、良く分からない問題が指摘されているという場合は、それが

改善すべき問題なんじゃないかということを確認して、必要であれば改善に取り組むということをやりたいと思います。

この調査に用いている **miChecker** について少しご説明をします。**miChecker** というのは、総務省が開発して提供しているアクセシビリティの評価ツールになります。取組をいろいろな形で行っておられる団体さんでは、この **miChecker** がいろいろな場面で活用されています。例えば、新しくページを作って公開する前にチェックツールで分かることだけでも確認をして公開しようということで、公開前のチェックに使われているとか、あるいは過去に作ったページの問題を修正しようという時に、ひとつの手がかりとしてチェックツールで問題があるということがどれだけ出るのか確認をして問題を改善していく拠り所としようとか、あるいはリニューアルをすとか新しくホームページを作るという時にそれ自身が **JIS** に則っているかということを確認するのに使っているとか、いろいろな場面で使われています。このチェックの基準で皆さんのホームページの全ページを見た時にどうということになったかということを確認結果としてお伝えしたというものです。

miChecker というものを実際にご覧いただこうと思います。**miChecker** というのは起動するとこのような3つの画面が出てきます。左上、右上、下、3つに分かれています。今、左上にページが表示されていますけれど、皆さんがチェックをされる時は、チェックをしたいページをここに表示をしてください。アドレスをコピーしてここに貼り付けるなりしていただいて、移動というボタンを押すとここにページが読み込まれます。皆さんのホームページ、チェックしたいページをここに表示をしてください。今はですね、説明用に作ったこのようなページを読み込んでチェックをしようとしています。このページは、問題あるということが出るように、わざと問題を埋め込んで作ったページです。

実際にチェックをしてみます。アクセシビリティ検証というのを選ぶとこのようにチェックが行われます。3つあるうちの下の方の画面にチェック結果が出ております。いろいろな使い方が出来るかなりいろいろな機能を持ったチェックツールなんですけど、代表的な部分をご紹介しますと、ここに色分けされてチェック結果が出ているのを見ていただきたいと思います。この赤いやつですね、2つ出てます。これは、左側を見ていただくと「問題あり」と書いてあります。これは **miChecker** が機械的にみて「問題があるぞ」「修正が必要です」ということを伝えてあります。その下を見ていただくと黄色いのがあります。これは、左側をみると「問題の可能性大」と書いてあります。問題がある可能性が高いのではないかと疑われることが行われている。ただし機械では、「問題がある、あるいはない」と判定は行えないのでその箇所を確認してくださいと言っているんですね。警告です。問題があるとまでは断言できないので確認をしてくださいと言っています。この「問題あり」というのと「問題の可能性大」、赤いのと黄色いのあたりまでが、**miChecker** が皆さんに対

して「ここにこういうことが起きていそうですよ。かなり問題がありそうですよ。問題がありますよ」ってことを伝えている部分です。その下、グレーとか青とかに続いて行くんですけど、このあたりになってきますと、チェックツールで分かることが減っていった、とにかく確認してくださいみたいなことが増えてきます。JIS にきちんと対応できているかどうか全てのチェックを行うためには、グレーとか青で表示されている確認してくださいというものも全てひと通りチェックをして、問題がないという確認を取ることをするんですけど、皆さんがまず初めにどういう状況か見てみようとか、最低限、最小限の時間で確認してみたいという場合は、まずこの赤い「問題あり」、黄色の「問題の可能性大」がどのくらい出るか。実際問題があるのか、ないのか、という確認取っていただくというのが、最初の使い方としては考えられると思います。

この例を見てみますと、赤いのが2つ出ているんですけど、「画像に alt 属性がありません」という内容が書かれています。「どこのことかな」ということでクリックしてみますと、右上の画面で黄色くハイライトされている箇所があります。「台風10号の接近について」というのと「お知らせ」の間に黄色くハイライトされているものがあります。実際のページを見ていってそれはどこか、と見るとこの間というのは、これですね。「避難、休校、催し物中止等、台風接近に関わる重要なお知らせをこのページでお伝えします」と。これは、文字が書いてあるんですけど、画像なんです。一枚の画像がペタッと貼ってあります。赤い背景に白い文字という形で目立つようにメッセージを掲載しようということで、視覚的にパッと分かるように画像で置かれているサンプルです。目が見えている人には、この文字が読めると思うのですが、「目が見えない人が音声で読もうとすると説明文がないですよ」というエラーが出ているんですね。皆さんの調査結果でも「画像に alt 属性がありません」という指摘がたくさんあがっている結果の方もいらっしゃるかもしれませんが、こういうことがそのページでは起きているという様に考えられます。この場合は情報を持った大事な画像なので説明文がないというのはまずいですね。

黄色いのを見てみます。どこなのかと押すと、また上でハイライトされます。「開催見込み：中止」っていうところが黄色くなっています。どのようなメッセージかというと「文字間に空白を含んでいるため音声で正確に読み上げることができない可能性があります」と言っています。これはご存知の方はご承知のとおりで、単語の中をスペースで分断してしまうと音声読み上げソフトがうまく単語だと認識できなくて、漢字1個1個を読み、おかしい読み上げ方になってしまうという場合があります。おかしい読み上げ方になってしまうと、何が書いてあるか分からなくなるんですね。そういうことが起きてませんか？という黄色い問題の可能性がありますが、というのが出ているのでその箇所を見に行きます。実際のページを見に行くと「開催見込み：中止」というところに1個1個スペースがあります。これは、読み上げ方がおかしくなる例です。これは、改善しなくてはいけないとい

うことで、スペースを取っていただいて、もう 1 回 miChecker をかけるとさっきの黄色い警告は出なくなる。こういうことをひとつずつ対応しながら問題点というのを解消していく。こんなイメージです。100 ページあったら 100 ページ問題がない状態にしていかねばならないし、1,000 ページあるなら 1,000 ページ、10,000 ページなら 10,000 ページとなるんですけども、それをどのようにやっていくのか。皆さんのホームページ、これからたくさん更新していくと思います。そこでこういう同じような問題が起きないように、どのようにしていくか。これがウェブアクセシビリティ対応です。では、このページはたくさんエラーが出ていましたけれども、良い例というのも用意しているんですね。こっち良い例です。それぞれ音声で読んでみた場合に、どういう違いが出るかというのをやってみたいと思います。

(良い例音声読み上げ)

これが良い例です。皆さん画面で見ているものと同じ情報が音声で読まれたと思います。目が見えている人と目が見えていない人で受け取る情報が一致した。これが良い例ですね。冒頭のビデオであったリストが出てきました。「リスト 2 項目の先頭」と出てきましたね。これから 2 つの並列の情報を読みますよというお知らせが入ってから箇条書き部分、リストを読んでいくということが行われました。ここ画像なんですけれども、ここに書かれている内容と同じことを読んだと思います。これはこのサンプルを作る時に、この画像をペタッと貼るだけではなくて、画像に書かれている文章を代替テキストというものとして、きちんと埋め込んであるという例です。悪い方を聞いてみたいと思います。微妙な違いに聞こえるかもしれないので注意深く聞いてみてください。

(悪い例音声読み上げ)

こんな感じです。2 種類音声の世界で悪いことがあって、ここは読み上げ方がちょっとおかしかったですね。「接近について」が読めなくなって、「せっちか」と言っていました。これはスペースが入っていることによって起きたことです。文字と文字の間にスペースを空けて拵げている。見出し部分だから横に拵げたいということでスペースを入れるとおかしなことが起きる場合があります。次、ここを読まずに、お知らせに飛びました。これは画像に代替テキストが書かれていないということで起きたことです。音声の世界では、目が見えている人には伝わっている情報が、無いことになってしまったという例です。どんどん読み上げ方がおかしくなって、最後の行なんかは暗号文みたいになっていたと思うのですが、何を言っているか分からない。スペースを空けるということで、こういうことが起きてしまう場合がありますよ。大丈夫ですか？と miChecker が言っていて、大丈夫ではなさそうなのでスペースを取ると黄色い警告が出なくなるということです。

これは、miCheckerの基本的な紹介です。この仕組みを使って調査を行ったということになります。「問題あり」と「問題の可能性大」というのに注目してくださいと申しあげましたが、調査結果としては、「問題あり」というのがどれだけ出たかを集計しました。miCheckerが問題あると判定したものが皆様のホームページに何ページある中で何ページ出たか、そこにはどういう問題がどれだけ多かったのかをお伝えしています。

26 ページをご覧ください。調査結果ですけれども、全国、国の機関と自治体の結果の平均を取りますと、残念ながら5割以上、半数以上のページに先ほどの赤い「問題あり」というエラーが出たという結果になってしまいました。中身を見てみますと、ほとんど「問題あり」がでない、限りなく0に近いという団体さんもあるのですね。一方で70%、80%、下手をすると100%「問題あり」と出てしまっているという団体さんがあるという状態で、この52.11%より良かったか悪かったという見方はあまり意味がないと思ってください。例えば、問題があるページが10%でしたという団体さんがあったとします。これは出来がとても良いのか、平均と比べたら出来が良さそうだという見方になってしまうと思うんですけれども、10%のページで問題があるというのは、10ページ開いていったら1ページの割合で高齢者や障害者が利用していきこうとした時に問題が起こるかもしれない、こういうことが検出されている状態なんですね。例えば皆さんのホームページで10ページに1ページリンク切れがあるとなるとちょっとまずくないですかと思うと思うんです。10ページに1ページリンク切れ出ちゃってますよ。それは直さないといけないんじゃないと思うと思うんです。アクセシビリティも例えば似たようなイメージを持って見てみると、10%に問題があるというのは、まったく褒められた状態ではなく、むしろ大変問題があると。これ1%で100ページの1ページだったらとても出来が良いのか。これもちょっとどうなんだろう。こう考えますと、機械的にチェックをして問題があると出てくるものを集計してますので、皆さんのホームページをmiCheckerにかけていったら、どこかでエラーが出るわけですね。先ほど見ていただいたように、どの箇所に問題があるのかな、というのを確認しようとしたら黄色くハイライトして教えてくれます。このように機械で分かることに限られてますけれども、ここに問題がありますよとか、あるかもしれませんよっていうところまで特定しやすい、そういう問題がそれだけの数出ちゃってるということですので、その程度の問題というのは、限りなく0に近いとか、0であるとか、そういうところが目指すべき姿だと思います。ですので、平均より良いとか悪いとか、全体と比べたら良さそうだとか、そういう見方ではなくて、0ではないとか、そういうことが問題だということを見ていただいた方が皆様にとっては、誤りのない見方になると思います。

27 ページは、地域の傾向です。残念ながら東北地方は、良くない方だという傾向が出ています。ただし、問題が少ない団体さんもあるんですね。ですので、問題が少ない団体さん

もあれば、問題がたくさんある団体さんもあるという意味では、全国どこを見ても一緒なので、ただ平均を取ると悪いという結果になっております。

どういう問題が多かったかの全国の平均を取るとこのようなものが多かったということになっているんですけども、皆さんが今日調査結果を持ってこられている方は見比べていただくと、だいぶ違うという方も相当いらっしゃると思います。それぞれホームページの作られた経緯とか、作った時にどういうチェックをしたとかしないとか、そういうことを含めて皆さんのホームページはそれぞれ違いがありますので、どういう問題が多かったかということにだいぶ違いがあると思いますが、全国の平均を取って問題多かった、そういう内容についてダイジェストでご紹介をしていきます。まず、文書内で主に利用されている言語を属性を用いて明示してください、というような問題が全国的にみると多かったです。これは、そのページがどの国の言語で書かれているか、英語なのか日本語なのかフランス語なのか、そのことを **HTML** という言語の中で宣言をするというのがルールになっている、作法なんですけれども、何語で書いてあるページだという宣言が書かれていないと指摘されているんです。これはアクセシビリティという観点で考えますと音声でホームページを読んでいこうとした人が、どの国の言語で書かれているとちゃんと宣言していると、その国の言語の読み方として分かりやすい読み方で滑らかに読むことがしやすくなるということがあるんです。けれども、そもそもそういうこと以前に、何語で書かれてますと宣言を書いてちゃんと作りましょうというのがホームページのルールなので、この手の問題ありというページの割合がとても多かった団体さんは、そもそもその作法に則って作ろうということが、端からできていないようなページがたくさんありそうだと、そういうふうに見ていただくといいんじゃないかと思います。ほかの問題もたくさん含んでいるかもしれないというページが結構な数あるというふうに考えて、大丈夫かという確認を取ってみてください。そのくらい、作法中の作法が抜けてますよ、という話になっています。

次です。画像には、代替テキストを付けてくださいとビデオの中で説明がありましたが、これができてないという指摘もたくさん出てしまいました。皆さんのページでこれがどのくらい出ているかな、出ていないかな、ということを確認してみてください。アクセシビリティで最初に言われることが多いのは、この画像には説明文を付けてください、というものなんです。アクセシビリティでいうと、イロハのイになると思います。このことが出来ていないページが多いということになってしまった団体さんは、そもそもイロハのイというところが徹底できていないかもしれない。そういうことを疑ってかかる必要があります。利用者に大きな影響のない何でもない画像に代替テキストがついていないようなことだと、実害が少ない場合もあるのですけれども、先ほどのような、デモでお見せしましたメッセージが書かれているような画像とか、グラフとか地図とか、そういう大事な情報を持った画像に説明文がついていないようなことになると、情報が欠落するとか、誤っ

て伝わるということにつながっていきます。たくさんエラーが出ている場合は、まずはそれを減らしていくということを考えて行きます。その中で特に致命的な問題がないかというところを中心にまず一刻も早くつぶしていく必要があると思います。アクセシビリティの初歩の初歩なので、この手のエラーが出てしまっているということは、そもそもアクセシビリティということについてのチェックが行われていないとか、アクセシビリティの基本的なルールが徹底されていないとか、業者さんもチェックをしないで作ってしまったとか、そういうことが疑われます。

その次です。フォームとありますけれど、入力欄とか選択肢とか、そういうアンケートとか、検索ボックスとか、入力とか選択を求める部分のことをフォームといいます。ここに関するエラーというのもたくさん出ている傾向がありました。皆さんのホームページはどうかというように見てみてください。具体的なエラーのメッセージとしては、こんなようなものが例えばあります。これふたつ書いてありますけど。入力欄を分かりやすく使ってもらうため、あるいは間違えずに使ってもらうために、そこの作り方にいくつか作法があるんですね、それが出来てませんよ、できてないかもしれませんよ、ということが指摘されています。こういう類のページがホームページの中の大部分を占めるような方が、今日たぶんいらっしゃると思うんですけど、そういう場合には、例えば、ページの共通の仕組みの部分に何かエラーが出てしまっているようなことが疑われます。例えば自治体さんなんかですと、このページはうまく使えましたか、みたいなアンケートが各ページで共通で出るようになっていたりとか、あるいは検索ボックスがページの上の方に共通で出るようになっていたりとか、ほとんどのページで同じように出る仕組みがあると思うんですが、そういうところに、**miChecker**の問題ですよというものが出ると、たくさんページで問題ありますよ、どのページでも問題あると出るわけですから、同じ仕組みのところは全部エラーですよ、と出てしまう。結果的に多くのページに問題がありますよという調査結果になっているようなこともケースとしては、見られます。皆さんのホームページでそのようなことが起きているとすると、**miChecker**をいくつかかけていただくと、どこかでエラーが見つかると思いますので、そういうことが起きていないかと確認してみてください。

(休憩)

解説2「みんなの公共サイト運用ガイドラインの全体像と今後求められる取組」

後半の解説を再開いたします。「みんなの公共サイト運用ガイドラインの全体像と今後求められる取組」です。お手元の資料をそのままめくっていただくと、資料が続きます。

5 ページを開いていただけますでしょうか。みんなの公共サイト運用ガイドラインの内容は、このような全体像となっています。4つのブロックから大きく構成されるフローが見えると思います。それぞれガイドラインの方に、取り組むべき内容が詳しく解説されてありますが、それらについてポイントとなるところをこれからご説明してまいります。一番上のブロックを見ていただきますと、ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開とあります。これから取組を始めなければいけないとか、取組が非常に不十分なので何からやろうとか、そういう団体さんは、このウェブアクセシビリティ方針の策定と公開というところをまずきちんと行うというのが、最初の目標になると思います。これはどういうことかと言いますと、後でもう少し詳しくお話をしますが、皆さんのホームページにウェブアクセシビリティの問題がどのくらい、どういう問題が多いのか、ということをおある程度皆さんなりに把握をしていただいて、その上で JIS の AA 準拠というものに近づけていくために誰がどのようにどのくらいの期間をかけて改善していくのかを計画します。取組の計画を立てるというのが、このウェブアクセシビリティ方針の策定と公開というブロックの大きな目的です。皆さんのホームページを AA 準拠に近づけていくために必要な作業というものはどういうものなのかということを確認して、計画を立てる。計画を立てた内容をホームページで公表します。ウェブアクセシビリティ方針という決まった型がありまして、こういうことを公表してくださいというものが決まっているのでそれを公表するという取組です。ここまでまだ至っていないという団体さんとか過去にウェブアクセシビリティ方針というものをどうも公表した形跡があるのだけれども、ずいぶん前に期限が終わっていて、成果が出ていないよだという団体さんは、まずここをやる、あるいはやり直すという、これが最初の目標となります。後でまたご説明します。

その下、取組の実行という大きなブロックが出てきます。ここは皆さんのホームページのウェブアクセシビリティを高めていくため、JIS の AA 準拠に近づけていくため、いろいろな団体さんがこれまで試行錯誤した中で有効だった取組が紹介されています。ここに書かれている内容は、また後でご紹介しますが、全てをいっぺんに行うというのは多くの団体でなかなか難しいというか、無理ということがあると思うのですが、皆さんの団体の事情にあてはめた時に、真っ先に手をつけた方が良いのはどういうことなのか。あるいは、いろいろな先行事例から学んだ時に皆さんが参考にできるのはどういうところがあるかというふうに見ていただくと良いと思います。この取組の実行というところに書かれた内容を皆さんが取り組んでいくことで、過去に作られたホームページのアクセシビリティを改善していくとか、あるいは、これから作るページは問題が起きにくい、そういうことにしていきます。

その下、3つ目です。ここは、どういう取組を行っているかということを確認したり、ホームページがどのくらいできたかということを確認したり、そういうことを行うブロックで

す。「取組内容及び実現内容の確認と公開」とあります。7.1 というのは、皆さんの団体がウェブアクセシビリティについてどの程度を取組を行っているのか、あるいは着手しているのかということをご自己点検して、ホームページで年に1回公表するという取組です。これは2016年の総務省のガイドラインで初めて「やってください」となった項目で2016年2017年2018年と少しずつ公表例が増えています。後でご紹介します。

その下の7.2。これは試験という取組です。ウェブアクセシビリティの改善にある程度取り組んだ、きちんとできているはずだ、こういう状態に皆さんのホームページが到った時に、JISの作法に則って試験というチェックを行います。その結果、皆さんのホームページが問題ないと確認が取れると準拠だとかそういうことが表明できるようになってきます。問題がないですよと世の中に公表するために行う取組なので、その上2つのブロックについて取り組んでみた先にあるものだとイメージしていただくと良いのではないかと思います。問題がものすごくありそうだとか、あるかないかも分からないという時にいきなりやるっというものではない。そのようにイメージしてください。

一番下、4つ目のブロックはウェブアクセシビリティ方針の見直しと公開とあります。何年か取組を継続していきますと、目標をある程度達成できたとなったり、あるいは思っていた通り取組が進んでいない、こういう状況になったりということが生まれてきます。そういう状況になった場合には、あらためて方針を見直し公開し直してくださいということになっているのです。ある程度取組を進めていった先にあるものだと思ってください。今日は、ここは詳しい話は割愛させていただきたいと思います。

全体の話に入っていく前に、6ページですけれども、途中で話した内容が運用ガイドライン41ページに書かれています。取組の対象が全てなので、持ち帰ってください、情報を共有してくださいとお話をしました。このことが運用ガイドライン41ページに書いてありまして、誰がどのように取り組むのかという事、役割分担を検討して下さいということが書いてあるのです。先ほどお話ししました通り、公式ホームページの所管部署だけでは物事が済まない可能性があるため、これは団体さんによって事情が違ってよいのですけれども、多くの部署で情報を共有して、それぞれ分担して進めるのか、あるいは公式ホームページ所管部署が団体全体のウェブアクセシビリティを推進していく役割を担うのか、そこは団体さんのご事情でそれぞれ検討し決めてくださいといったことが書かれています。これは、大事な話ですと途中で申し上げたことです。

9ページ、これは再掲です。ウェブアクセシビリティ方針の話に入っていきますが、ウェブアクセシビリティ方針を定めなければいけない対象は全てです。公式ホームページももちろんのこと、関連するホームページやウェブシステム、職員の方が業務で使うシステムに

もたくさんウェブコンテンツがあります。例えば **Internet Explorer** で開いて操るようなものがウェブコンテンツなんですけれども、職員の方が業務で利用するものも対象とされています。いっぺんには始められないかもしれないので、やれるところから段階を踏んで上げていくということも良いですよとされているんですけれども、全部が対象となっていることをまず組織に持ち帰って共有をしてください。

先ほどお話しした内容になりますけれどもホームページがたくさんあるという事になった場合、これは団体さんによって違いがあるかもしれないですけど、そもそもうちの組織はホームページをいくつ持っているんだということを誰も管理していない、そういう組織は珍しくありません。サーバーの数ということになりますと、情報システムの部門が把握していて、入替時期なんかを管理していて、ということがあるはずですが、ホームページのコンテンツの話になると、どの部署がいつ作ったものがいくつあるのか分からない。ウェブアクセシビリティに配慮したかどうかなんて全然わからない。こういうことが多くの団体で起きています。そうなりますと、この 5.1.2 に書いてあるんですけど、そもそもいくつホームページがあって誰が管理をしていて、それぞれ何ページくらいあって、アクセシビリティはどうなんだ、というようなことをひと通り情報を洗い出してまとめるということが必要になってきます。これは多くの団体で 2016 年以降、あらためて全部だという話になって、調べなければいけないということで全部署に照会をかけて、ホームページがあったら教えてください、こういう情報を埋めてください、というようなことをやり、まず把握をしようという取組をされています。把握しましょうと言い出すのをどの部署がやるべきかというところで、もめたりすることもあるようです。公式ホームページの所管部署にみんなの公共サイト運用ガイドラインが配布されたこともあって、情報共有しましょう、あるいは全体がどれだけあるのか調べましょうというところまでは、公式ホームページの所管部署でやるしかないかなと始められているケースも多いようです。どこがやるべきか、持ち帰っていただき、よく相談していただきたいと思います。

いくつある、誰が持っているということが明らかになりますと、分担してそれぞれのホームページごとにウェブアクセシビリティをやっていくのがいいのか、これを機に少しまとめるのがいいのか、というようなことが問題になります。例えば別々のホームページである必要があるのかみたいな対象が出てきちゃったりするのですね、勝手に作ってやってきたけれども、本来は公式ホームページの一部でいいのではないかというホームページがあった場合に、アクセシビリティもきちんとやらなければいけないから、一つにまとまりましょう、というような話になるケースもあります。どうでなきゃいけないというよりは、きちんと情報を整理してあるべき姿を見出すという話なんですけれども、ここで取組を実行する単位の設定というのは、まとめて取り組むという対象にするのか、それぞれ個別にやっていくのか整理しましょう、という事です。

次のページです。12 ページは、どの部署がウェブアクセシビリティ方針をそのホームページについて定めていくのかを設定してくださいと書いています。公式ホームページは公式ホームページの所管部署でやっていただけたらいいと思うのですが、その他のホームページについては各所属でやるのか、ホームページも所管部署も関わるのか、というようなことを整理してください。先々こういう話が出てきますので、まず全部が対象ですという話を持ち帰っていただいて、こういった話が進んでいくように皆さんは情報共有をまずしていただきたいという話です。

具体的に先に進もうとしますと、13 ページ、ウェブアクセシビリティ対応状況の確認を行います。それぞれのホームページに、ウェブアクセシビリティのどういう問題が、どこにどのくらいあるのかという事を皆さんなりに把握をしましょうという話です。ここでは、その方法が3つ例示されています。人による詳細な確認と、チェックツールによる確認と、利用者が使用しているソフト等を用いる確認です。それぞれ利点と注意点がガイドラインに書かれています。

このうちの「(2)チェックツールによる確認」を皆さんの公式ホームページの全ページを対象に実施をして、その結果どういう状況だったのかをお伝えしたというのが2017年度の調査です。2018年度は冒頭のご説明にあった通り、独立行政法人、地方独立行政法人を対象に、公式ホームページの調査を同じように実施しておりまして、2月に東京で説明会を開催します。また、おそらく年度内に皆さんのところに調査結果を郵送でご案内することを予定しています。皆さんに、ウェブアクセシビリティの状況どうなのかということを確認するための一つの情報として、是非活用し計画に活かしていただきたいというお願いになります。

ほかに2つ例示されておりますが、先ほど、miChecker で言いますと、グレーとか青とかがいっぱい下に出てきますよとお話ししました。あのようなチェックツールではほとんどわからない、全くわからないたくさんの論点がJISの基準にはあります。JISのAA準拠を実現するためには、そういった論点も一通り確認して、問題がないという状態にしなければいけません。ただ、人による詳細な確認は、miChecker をエイとかけてピュッと結果が出てくるということに比べると、相当な手数と専門性が求められます。そういうことがありまして、まず皆さんがチェックしやすいやり方として、miChecker を使ってみる方法を先ほどご紹介しました。この「(1)人による詳細な確認」は、例えば、これからリニューアルを予定されていて、新しいデザインは大丈夫か確認するということに使います。あるいは、当面リニューアルの予定がないので、今のホームページのテンプレート部分に問題があったら可能なことだけでも改善したいとなると、ページをピックアップして詳細な確認

する。こんな風に行われることが多いです。「(1) 人による詳細な確認」は、例えば、1000 ページとか 10000 ページを対象に実施することは考えづらく、手数、費用が掛かりますので、最小限にまずは絞り込んでチェックをかけようと考えられることが多いと思います。

もう一つ紹介されていて、「(3) 利用者の使用しているソフト等を用い確認」。例えば、音声読み上げソフトには、総務省のガイドラインの中でも紹介されているのですけれど、無料で利用できるものもあります。そういうものを使って皆さんのページを音声で読んでみると、ちゃんと聞けるのかを確認します。あるいは、先ほどのビデオように拡大表示するとか、色を変えるというのは Windows の標準の機能でもできます。そういうことをやった時に、皆さんのホームページがめっちゃめっちゃになって全然読めないじゃないかということが起きないか確認します。このようなことは、専門的なことがどうのこうのいう以前にやってみるってことはできるはずですよ。あるいは、最初の方でご紹介しましたが、キーボードのキーでリンクをたどってみる。これも皆さんが今でもすぐパソコンを開いていらっしゃる方はやってみるの一つだと思います。キーボードだけで皆さんのホームページの中を移動していけるかどうかというのは、ウェブアクセシビリティのチェックの中でとても重要なチェックのひとつです。これがおかしいとか、分かりにくいということで問題があるとなるケースは結構あります。そういう問題が起きると、目が見えない方はキーボードで操作していますし、手がうまく動かなくてマウスを自在に動かさない方が、これもキーボードで操作しているというケースは結構あります。そういう人たちが皆さんのホームページの中をたどっていけないという事になってしまうので、改善しなければいけないのですけれども、チェックツールだけで分かることは限られていて、実際に操作してみるのが一番なんですね。ぜひやってみてください。

いくつか例示させていただきましたが、皆さんお忙しい中でどれだけのことができるか、費用が充てられるか、そういったご事情が違うと思いますが、できるだけ手厚い情報を得て次のステップに進みます。次のステップは、ウェブアクセシビリティ方針を検討していくのですけれども、これは改善の計画を立てることだと思ってください。ウェブアクセシビリティ方針というのは、この分野の特有の言葉で、皆さんの業務の中では馴染みのない言葉だと思いますが、改善の計画だと理解いただくと一番しっくりくるのではないかと思います。

最終的に目指すべきゴールは、ガイドラインで明確にされています。対象となるホームページの全体、全ページという意味です。1,000 ページあったら 1,000 ページ、10,000 ページならば 10,000 ページを JIS の適合レベル AA に準拠する状態にしよう。これを目指してくださいと言っています。JIS には、A、AA、AAA と三つのレベルがあり、A の基準は、25 個あります。AA の基準は 13 個あるのですよ。38 個の基準で 1 個も問題がないという

状態を AA 準拠と言います。1 個でも問題が出ると準拠と言えなくなってしまうので、全く問題がない状態にすることが求められます。

大変高いハードルです。皆さんのページ数がそこそこある、あるいはものすごくある、という方々が多いのと、問題もいっぱいある。これら一つずつつぶしていったら問題が 1 つもないという状態にするのは、大変な道筋になります。過去にボロボロという状態からスタートして AA 準拠にかなり近づいている、そういう状態まで来ている団体さんの経緯を振り返っても、相当な期間と手数がかかっています。ですので、今回講習会に参加いただいて、やらなければいけないということが分かったとなつて、来月全部やっしまえるかですね。今年度中に AA 準拠できるのか、来年度ならできるのかというようなことを考えた時に、皆さんのホームページの状態にもよるのですけれど、それなりにページ数があつて問題もいっぱいあつてとなりますと、そう簡単にはいかないという事情は、あつて当然だと思います。過去の他の団体さんを振り返っても、5 年がかりでだいぶいいところまで持ってきたとか、8 年だとか 10 何年だとかという団体さんがたくさんあります。それだけ取り組んでも、たくさんページがある中からランダムサンプリングした場合に、まだちょっとエラーが出てしまうところが残念ながら見つかる、という事例が多々あります。まずはその状態に近づいていくことを、皆さんには始めていただきたいと思ひますし、それなりに時間がかかる、継続していろいろな取組をコツコツ地道にやっていく、このようなことをイメージいただくと良いと思ひます。

総務省の調査結果でどういう問題が多かつたか示されているのですけれども、問題の種類によって対応が変わってくるかもしれません。よくあることを例示しますと、ホームページ共通の仕組みあるいはデザインに関わるような部分にエラーが出ている場合は、業者さんに相談して直してもらうのが手っ取り早い、ということがあるかもしれない。そういう話が出てくると、運用保守の範囲で改善してくれるのか、新しく費用がかかるのかということを確認する。費用がかかるという話になつてしまつたら、その予算が取れるのかみたいなことになり、取れたり取れなかつたりして何年か経つ、ということがあるかもしれません。

あるいは、先ほど文字と文字との間に空白がとか、代替テキストが赤い画像に入っていないというデモをお見せしましたが、あのような記事の中身に問題があるという話になつてきますと、これは個別な記事の内容の話なので業者さんは修正が難しいです。例えば、何かのフロー図があつて説明文がありませんということについて、説明文を入れることを業者さんが作業としてできるかということ、記事の中身の話なのでその記事を所管している部署の職員の方が何等か携わらないと改善できない。あるいは、冒頭のビデオで表組みの話がありました。表組みの内容が見た目では分かるけれども、HTML は実はめっちゃくちゃ

で構成し直さなければいけないみたいな話になった時に、これも記事の中身が変わってしまう話になりますから、どのように表を組み替えていいのか悪いのか、というのは職員の方が携わらないと難しい。ウェブアクセシビリティは、こういう話がたくさんありまして、そのために改善に期間がかかるということが起きます。特に職員の方が分担して作っている組織となると、それぞれの分担している先に相談してとかそういうことになっていって時間がかかるという事があるのですね。

どういう問題が多かったかとか、どうやってホームページを作っているか、こういう事情は皆さんそれぞれ違いがありますので、その違いを踏まえて、どれくらいの期間をかけて、誰がどうやって改善していこうという事を計画していただきたいのです。そうすると、3年で頑張ってみようとなる団体もあれば、1年でやってしまおうとなる団体もあれば、5年6年かかるかもしれないとなる団体もあれば、というように結論が変わってくるはずです。できるだけ最初に、どんな問題があるかを一生懸命調べて情報を手厚く持って、いつまでに改善しようという計画の精度を上げていただきたい。

最終的にはJISのAA準拠というところに行ってくださいという話なんですけれど、大変高いハードルで、皆さんのホームページにはたくさん問題があるということが、ガイドラインを作る時点で分かっていました。そこで、ガイドラインでは「できるだけ速やかに」と言っている一方で、「現実的且つできるだけ高い目標を設定してください。」あるいは、「段階的に取り組む」ということも言っています。相反することを言っているように感じられるかもしれませんが、どちらも率直なところで、できるだけ速やかになのですけれども、できることできないことがあったり、順番にしか進んでいけないという事情が皆さんの中に出てきた場合には、これは現実的に考えていただいて、できるだけ高い目標を設定してください、段階的に取り組んでもいいですよ、という話になっています。

段階的というのにもいろいろあります。あるコーナーから少しずつきれいにしていって対象を増やしていこうと考える団体さんもあれば、JISの論点はいっぱいありますのでそれを一つずつつぶしていく、例えば画像の代替テキストというのをちゃんとしよう、イロハのイと言われているからそこをちゃんとしよう、それができたら次に行こうみたいな考え方ですね。次はページタイトルに行こうとか、次は表組みにいこうとか。いっぺんに対応できれば、速やかでいいのですけれど、さすがにそれは無理だという話になると、ちょっとずつ対応することを増やしていく、こういう方法もあります。このあたりは、どういうやり方がいいか、皆さんの事情によって変わってくるので、どれを選んでいただいても結構ですけれども、いずれにしても段階的に目指すべきゴールとされている全部のページがAA準拠という状態に近づいて行ってくださいという話です。

ポイントという欄にも「とにかく着手することが重要」だと書かれています。非常に地道な話で大変な話なので、担当の方が大変すぎると受け止めて何もせず、何年か経って新しい担当の方に替わってウェブアクセシビリティが何か知りませんという状態からスタートする、こういうことがずっと続いてきてしまっています。とにかく着手して取組を続けていけるようにしてください。無理なことを始めるのではなく、続けていけることを計画して前進して行ってください、という風に受け止めていただくと良いと思います。

皆さんの中で、目指すべき目標としては妥当であるという計画ができましたら、ウェブアクセシビリティ方針という文章にしてホームページで公開します。書くことが決まっています、この範囲をいつまでに、みたいなことを書くんですけども、ガイドラインにこういう項目を書いてくださいと書いてありますし、他の団体さんでも公表事例がたくさんありますので、文章を公表するということが自体は全く難しくありません。その中身をどう設定するかというところをじっくりやっていただきたいと思います。

ここまでお話をしたので、そういうことは起きないと思いますが、過去いっぱい間違っただけというのがありました。例えば隣の自治体は何年度までに AA 準拠と言っているのでもうそうしようとか、総務省が AA 準拠は 2010 何年度末までにと言っていたので、できていることにしようとか、そういう話にしてしまうと、実態としてホームページが良くなるということが動いていきませんし、嘘をついてしまうことになります。法律と照らし合わせて不誠実だということになりかねません。ここは皆さんのホームページと率直に向き合っていていただいて現実的かつできるだけ高い目標をどこに定めるかを見出していただきたいと思います。

公表している例はたくさんあるのですけれども、一つお見せします。埼玉県春日部市さんのウェブアクセシビリティ方針です。書くことは決まっています、「対象範囲」「期限」が書いてあります。このような感じで書くことが決まっています、ここを何年にするかということが大事なわけなのです。どういうふうに裏付けをもってそれを言えるのか、間違いなくそれが達成されるのがもちろん望ましいのですが、こういう風にやればできるはずというある程度裏付けをもって設定をいただきたいなと思います。運用ガイドラインの本体では、当時の東京都武蔵野市さんの事例が紹介されています。

17 ページ以降、話が変わります。ガイドラインの 6 章に書かれている取組の実行に移ります。ここでは、いろいろこういうことをやったらいいよという事が紹介されていますが、皆さんの組織にそのまま当てはまるか、かなり違いがあるはず。取り組んでみていいことがあったよということがいっぱい紹介されていますので、やれそうなことがあるか、既にできていることがあるか、そのままは採用できないけれども考えただけ参考にして活

かしてみようかなとか、そういう形でぜひ参考にさせていただきたいと思います。

ダイジェストで見ていきますけれども、19 ページは、ガイドラインというものを作りましょうという話から始まっています。これは、総務省のガイドラインのことではなくて、皆さんの組織の中でホームページの作り方のルールを定めて文書にしましょうと言っているのです。例えば、団体さんによってどういう画像が多いか違いがあります。自治体さんだと比較的写真が多いとか、いろいろありまして、写真が出てきたらこういう説明文を入れようといったことを、ある程度職員の方が共通理解できる言葉で文書にしておいて、それを業務のルールにしましょうというような話です。

これが、一番先頭に出てきていますのは、過去いろいろ取組をしてみた団体さんが、このことを重視してうまく使っていった例があるからです。特に分担してホームページを作っている組織では、ルールを共有するというのがとても大事で、私はこうしたい、俺はこうしたい、という感じでホームページがどんどん作られてしまうと、共通のルールに則ったホームページになかなかなくなっていきます。ここにガイドラインという名前なくても何でもいいんですけど、業務のルールで代替テキストはこのように付けることになってますとか、表はこういうふうにするんです、と決まっているとホームページの所管部署だけではなくて、ほかの部署に協力を仰ぎながらルールに則ったページを作っていくという事がある程度可能になっていきます。皆さんのページの作り方がそれぞれ違うと思います。一つの部署で全部集約して作っていますとか、一人の方が全部作っていますとか、そういう組織もあれば、分担してページを作っていますという組織もあります。何となくアクセシビリティが大事だということをやっていくのではなく、ページの作り方、公開するときのルールです、ということで文書化してしまう。そのことでやるべきことなんだと決めてしまう、これが過去ガイドラインをうまく使って取り組まれている団体さんの例です。

似たような話ですけれども、分担してホームページを作っている組織では、職員研修がとても重視されます。ルールは共有しなければいけないからですね。ガイドラインという形でルールを設けるのですけれども、こういうことはやっていいです、こういうことはやっていけません、こういう時にはこうしましょう、というルールを共有していくことが不可欠なので、分担して作っていると職員研修がとても重視されます。毎年職員研修を続けて成果を上げている団体さんはたくさんあります。異動がありますので、ホームページのことは初めてです、アクセシビリティなんて聞いたことありません、という方がページをどんどん更新していくことが毎年起きる。そうするとルールを教えなければならない。あるいは、冒頭にお見せしたような、障害者のウェブ利用のビデオをみんなで見、とにかく困っている人がいるようなのでやらなければいけないことがあるらしいということくらいは共有しておくとかですね。そういうようなことも含めて職員研修は、とても重要な取組

です。

ページを1人の方とか一つの部署で作っている組織でも、記事の原稿自体はいろいろな部署から集まってくると思います。実はウェブアクセシビリティというのは、記事の中身自体の作り方に気を付けておいていただかないと、きちっとルールに則ったページが作れないということが結構出てくるのですね。表組みの話もそうですし、画像があったら説明文がいきますし、文字と文字との間に空白がない方がいい、とかですね。元々の原稿の段階からアクセシビリティをちゃんと知っておいてもらおうと、ページを作る時に手間が減るとかミスが起きにくくなるという事がありまして、いろいろな団体さんでは、ページを作らない職員の方を含めてウェブアクセシビリティの研修を行うという事例は、結構あります。まず概念だけでも知っておいてもらって、原稿を作る時にはこういうことを注意しておくといいんだということを理解してもらおうと、私はどうしてもスペース空けたいんですけどかという人が減るとかですね、元からスペースを取って出してもらえるようになるとか、そういうような小さなことの積み重ねなんですけれども、業務としてうまく回りやすくなります。

管理職の方を含めて研修する場合があります。管理職の方がアクセシビリティに反する指示を出していることはよくあることです。ここを縦にそろえるためにスペースを入れなさい、とか。でも入れてはいけない、入れない方がいい、という話があるとか、印刷物とホームページで違うのですよとかいう話をします。このようなことを職員研修ではコツコツとやっていきます。

その先の21ページの検証と23ページの改善は、表裏一体の取組です。過去に公表したページに問題があるかないかを確認して、過去に作ったページの問題に遡って修正してこういうことをやる時に、どこにどういった問題があるのかチェックを入れて見つかったら改善をする。こういうことを行わないとAA準拠には近づいていけません。古いページでこれはもう要らない情報だという場合は、これは削除していったらいいと思います。不要な情報をどんどんホームページにためていくというのはナンセンスですけれども、古く作られた情報だけど、これからもいろんな人にとって大事だから公表し続けますということであれば、これは新しいページだとか古いページだとか関係なく、みんなが読めるような品質にしなければいけません。これから作っていくページに問題が起きないようにしようというのも大変重要なことですが、過去に作られた大事なページを公表し続けるのであれば、過去にさかのぼって改善することを始めなければいけません。これが検証と改善です。AA準拠にかなり近づいているという団体さんは、例外なくこの過去にさかのぼって改善するというのをやっておられます。

24 ページは、先ほどお話しした誤解の話の再掲です。同じ内容です。ここまで話を聴いていただくと、読み上げ機能だけ提供してアクセシビリティに対応できていると言っている場合ではないかと、理解いただけたのではないかと思います。皆さんのページ自体を問題があれば改善していく、問題なく作られるようにしていくことを地道に取り組むというのがウェブアクセシビリティ対応です。

25 ページからは、これから作るページに問題が起きにくくなるようにということで解説が書いてありますので、是非今後の参考にしてください。6.3.1 という運用ガイドラインの 84 ページ以降です。公共機関でよく問題が起きやすい、あるいはどういうふうにつくったらいのか分からないという声の多い論点についてページの作り方の解説が書かれています。

26 ページは、公開前にチェックをしましょう、と言っています。これは、ページを新しく作る、あるいは更新するということが行われる際に、アクセシビリティに問題がないと何らかの形で確認してから公開することを手順としましょう、ということです。おそらく皆さんの組織では、原稿の内容に問題がないということについては何段階かチェックが入ってから公開することになっていると思います。誰かが書いていきなり誰もチェックせずに公開するということではなく、少なくとも上司の方が見るとか、何かあると思います。アクセシビリティもチェックしてから公開するということをいろいろな団体さんではやっています。例えば、miChecker をかけてみて問題がないという確認を取ってから公開するとか。あるいは使っておられるシステムにチェック機能があるのであれば、それだけはやってみて、そこで問題がないということぐらいは確認して公開するとか。もっと頑張る団体さんになりますと、アクセシビリティを少し勉強した職員の方が入念にチェックしてから公開します。その人のチェックを通らないと全部差し戻しになりますとか。そういうふうの問題があるページがどんどん増えていくということが起きないようにチェックする事を業務の手順に入れるということが行われています。どこまでやれるか、何から始められるかというのは、皆さんそれぞれ違いがあると思うのですが、すごく手間や時間をかけるという事からちょっとチェックツールかけるだけという事まで、すごく幅がありますので、まずやれることがないか考えてみてください。

28 ページをご覧ください。外部発注等における取組が紹介されています。こちらは、リニューアルあるいは新しくホームページを作ることを業者さんに発注する場合に、その業務で求める要求事項としてアクセシビリティをちゃんと入れていただき、きちんと対応いただける業者さんを皆さん自身が選んで、業者さんが作ってくれたものについて問題がないことをきちんと確認してから検収して費用を払いましょうということが書かれています。当たり前の話ですけど、そのために必要な手順がガイドラインで紹介されています。

これがもう一つとても大事な話でして、残念ながら過去公的機関がお金を払って発注し、納入を受けて公開してきたホームページに、そもそも業者さんが作ってくれたデザインの部分、雛形の部分自体に問題があるということが少なからず起きてきました。運用ガイドラインではこれについて「発注者である公的機関の責任です」ということが注意点の中に書かれています。どういうことかと言いますと、業者さんのスキルが足りないとか、ウェブアクセシビリティをきちんとするという意欲や意識があまりないといったことがあったら、これは業者さんにももちろん改善を求めたいところですけども、そういう仕事の仕方でも良しとしてきてしまった公的機関側の責任がありますよと言っているのですね。アクセシビリティに問題がある、あるいはものすごく問題があるという成果物に対して、これでいいですよと OK を出してきてしまった。そうすると当然業者さんの方でも、このぐらいでいいのか、これぐらいでアクセシビリティやっただけでいいよって言ってもらえるんだとなる。このような悪循環から抜け出せないことになってしまいます。公的機関として必要な要求をする。できてるかできないかという事をきちんと検証してから受け取る。ウェブアクセシビリティに関しては特に、見た目に出てこないことがいっぱいありますので、きっちりチェックしなければ分からないわけです。そういうことをきちんと行ってください。特に来年度以降リニューアルを予定しているとか、今年度まさにリニューアルやっているという団体さんは、今からでもできることがあるかもしれませんので、6.4 というところをぜひ確認して、少しでもアクセシビリティが確保されるよう、行っていただきたいと思えます。

33 ページ以降、3 つ目のブロックです。7 章に書かれている取組内容及び実現内容の確認と公開というところをご説明してまいります。今日、資料で A4 表裏「取組確認・評価シート」というものを配らせていただきました。そちらをご覧くださいながら話を聞いていただくと良いと思えます。

まず、団体全体としてのというシートの方から見てください。両面で印刷されていますのでどちらかを見ていただくと団体全体と書いてあるはずですが、これは団体として、ウェブアクセシビリティにどの程度着手できているか、どの程度取組が進行できているかということをご自身が自己点検していただいて、その結果をホームページに公表しよう、これを 1 年に 1 回やってくださいというものです。既にやっておられる団体さんは、このやり方でよかったかとおさらいとして聞いていただきたいですし、まだ取り組んだことがないという方は、どのようにやったら良いか確認していただけたらと思えます。一行ずつ評価していきます。それぞれ 0 点から 4 点まで点数がついています。それぞれの項目に対して、取組ができていない場合は 0 点となります。ウェブアクセシビリティはどれもこれからのようだという団体さんはほとんど 0 点になると思えます。何か取組に少しでも着手できると 1 点とか 2 点というふうに点数がついていきます。4 点というのが一番高くなっています、運用ガイドラインの求めている取組に達するというようなことになり、それが継続

的に行われているとなると4点という高い点がつきますが、これは結構取組を一生懸命継続的にやらないとついてこないと思います。まず、全部0点かもしれないですけど、少しずつ確認をいただいて、1点でも2点でも自分たちの団体として増やしていける観点がなかなかと、今後の取組を考える参考にしていただいて、現状の評価結果はホームページに公表するというところを行ってください。

まず1行目ですが、対象の把握とあります。これは途中でお話しした自分達の団体はホームページがいくつあるのか、誰が管理してて、どうなんだということ把握しましょうというのがありましたけれども、これがやれているかやれていないのかという評価です。全く何にもしていないと0点になります。1点はかなりハードルが下げられてありまして、わかる範囲でリストアップしてみます。ここまではやってみましたというのは1点になっているんですね。「まず、少なくともそれくらいはやりましょう」というメッセージになっています。次に考えていただきたいのは、特にたくさんホームページがあるかもしれない、よく分からない、実態が分からない組織の場合は、きちんと洗い出しをして把握してください。これは多くの団体では、全庁照会をかけてみたいな形でやられていますが、そこまでやると2点となってくるんですね。定期的にそれをやっていると3点となっていきます。大きな組織では、次々とホームページが出来てしまうみたいなこともありますので、1年に1回とか洗い出しをして把握をし続けてこれをやってください。こんなふうに点数が上がっていきます。

その下、ガイドラインです。これは、あるかないか、どういう内容か、ということで確認をしています。ないという場合0点なのですが、いつ作ってみようと思えるかなと考えてみてください。2点3点を見ていきますと、最新のJISに対応しているというのが出てきます。ガイドラインを作る時には、JISを拠りどころにしなければいけない、というようなことをここでご確認いただきたいと思います。

下3行は、いろんなホームページがある場合に、それぞれがどれくらい着手できているかという事の評価をしています。ウェブアクセシビリティ方針が3行目、公式ホームページを見ていただきますと、何にも計画していない時は0点です。「計画は考えてみました。でもまだ公表できてません。」これが1点です。まず計画を立ててみよう、ここに行っていたきたいと思います。できれば公表して2点3点というところを目指していただきたいですけども、まず計画を立てる、ここをやってくださいという話を先ほどしました。

公式ホームページ以外にホームページがあるとか、管理を委託しているホームページがあるという場合は、下の2行もチェックをしていきます。

裏側を見ていただきますと、もう一つ評価シートがあります。個々のホームページの取組確認・評価シートというものです。ガイドライン、研修、検証、改善という先ほどご紹介した代表的な取組が並んでいます。やれてるものがある場合に点数がついていきます。継続的に頻度高くやっていると点数が高いということになるのですが、例えば全部0点だった場合、どこからやっていくべきなのか、どこだったらやれそうかということを考えてみてください。

それから、取組の実現内容 7.1 という行が真ん中くらいにありますけれど、これは今見ただけでいる評価シートを使った自己点検をして、その結果をホームページに公表するというをやっているかどうかの確認です。今、見ていただいている表で点数を付けていただいで、ホームページで公表するとここに点数が入れますので、少なくともまずそこから始めましょう、こういうメッセージになっています。

その下 7.2 アクセシビリティの実現内容というのは、この後ご説明する試験の取組を行った場合に点数がついてきます。過去に試験を実施して公表しているという団体さんもありますけれど、ずいぶん年数が経っている場合は、高い点数が入りません。ある程度の頻度で試験というチェックをしてきましょうというメッセージになっています。アクセシビリティの改善に全然取り組んでいない、これからという場合は、試験という取組はもう少し先の話でもいいかもしれません。まずはホームページを良くしていく、あるいは問題を起きにくくしていくということが大事なところなので、できましたと公表しようという話は、まだもう少し先だという考え方は大いにあると思います。

下 2 行は利用者の意見を取り入れようとか、利用者の声を皆さんが取り入れやすいような体制をとってこうというようなことについて、特に利用者サイドからこういうことが求められるという項目が並んでいますので、高いハードルだと見えるかもしれませんが、対応できないかとひとつずつ確認をしてみてください。

これらをチェックしていただいで公表します。公表しているイメージですけれども、いろいろありますが、同じく先ほど見ていただいた自治体さんで見えていきますと、ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表というページがありまして、ここで昨年度の評価結果を公表しています。春日部市さんは、2017 年度の miChecker の調査で問題あるページの割合がかなり少なくて良い方だったんですね、ヒアリングもさせていただいて、どういう取組をしているか教えていただいているのですけれども、自己点検をしてみると 20 点中 3 点しか付かなかった。これを今年度増やすべくまたいろいろな取組をされているので、今年度の評価表というのは点数が上がる形で出てくると思うんですけど、初めてこの評価表をやった時には、3 点しか付きませんでしたと、ありのままの公表をしておられます。このように

ありのままを公表していただくと良いと思います。何が何点でしたというのがずらっと書いてありまして、下の方にいきますと評価表の評価結果が出てきます。皆さんのお手元に配っている評価シートが Excel で総務省のホームページに出ています。そこに点数を入れていただくと公表用のシートが出てくる仕組みになっていまして、春日部市さんもそれを使って公表しているということです。公式ホームページについてウェブアクセシビリティ方針というのをやっていますという 3 点がついています。対象の把握というところが、まだできていない、来年度実施する、来年度というのは、これは、昨年度の結果なので今年度のことなんですけど、2018 年度に実施する予定であると書いてありますが、このように点数を付けながら来年度何しようかということを考えて公表されたという例です。皆さんもどういふ点数がついてくるかというのは、ずいぶん違いがあると思いますけれども、もっと 10 何点とかたくさん点数がついている団体さんもあります。いろいろな取組を継続している場合です。違いが出て当然なので、実態を公表していただいて、少しでも来年度、あるいは今年度、1 点でも 2 点でも上げられないかと考えていただくことで、ひとつでも取組を進行いただきたいと、そういう枠組みになっています。

41 ページをご覧ください。もうひとつの公表が求められている試験という取組について紹介されています。これは、ウェブアクセシビリティがどれくらいできていますということ世間に公表するための取組です。試験の実施の仕方というのは、42 ページに書かれておりまして、100 ページを超えるような規模のホームページについては、重要なページを選ぶという事とそれからランダムサンプリング、無作為に選択したページを選択すると、この 2 つを組み合わせる実施することが求められています。途中で申し上げた通り、試験というのは、人による詳細な確認というのをを行うのですが、ものすごく手間がかかります。専門性を求める場合に、委託するというケースも多いので、その場合は費用が掛かります。例えば皆さんのホームページが 2,000 ページありますという場合に、2,000 ページ全てを試験しようとする膨大な時間と費用が掛かってしまいます。試験をしたからといってホームページが良くなるわけではないです。問題があったら問題がありますと結果が出るだけです。ホームページを良くするところのほうの方が大事なので、試験という取組をする時には、サンプリングしたページでチェックをしてよいという事になっているのですけれど、サンプリングをする時にはランダムサンプリングも含めましょうと。ランダムに選ぶというの組み合わせることで、全体ができていますとか、この程度いけてますというのを公表して良いということになっています。

このあたりから、いろいろ誤解とか間違いというのが起きていまして、例えば、皆さんのホームページが 2,000 ページあり試験をする時に、30 ページとか 40 ページを選択するわけです。その選択したページだけ一生懸命修正して、できたと言ってしまうと、こういうふうにしてしまうと、残りの 2960 ページは問題がありそう、ある、と分かっている。何も

取組んでいない。でも、30 ページとか 40 ページをきれいにして準拠しましたと言ってしまおう。こういう話にしてしまうと、話が根底からねじ曲がっておかしなことになってしまいます。今日参加された方は、そういうことではないんだということを十分ご理解いただいて、そういうことをしましょうみたいな誘いがあった場合は、違うんですと対応していただきたいと思います。全体を少しずつでも段階的にでも良いので良くしていきましょうという話をしていますので、ランダムサンプリングを入れて AA 準拠という結果を得るのはすごく大変なことです。ものすごく頑張っているのだけど、無作為抽出してチェックを入れたら、このページにミスが出てた、チェック漏れが出ていたということがあつた、ということは全然珍しくないのですね。ものすごく頑張って誠実にやっておられる団体さんほど、試験の結果が AA 準拠とは出ていなくて、A 一部準拠だったり、そういう事例はたくさんあります。

総務省は昨年度 miChecker で公式ホームページの全ページをチェックしているわけですが、残念ながら過去に AA 準拠しましたと試験結果を出しておられる団体さんのホームページで大量に問題があるという調査結果が多数出てしまっておりまふ。これは、ものすごく結構な数出ているので、やはり何かそこには間違いがあると考えざるを得ません。先ほどお話ししたようなことが起きているかどうか個々のケースは分からないのですけれど、全体がきれいになっているとは言えないとか、あるいはしようとした形跡が見られないというくらい悪いとか、そういう状態で AA 準拠です、と出てしまっているケースがあります。ずいぶん前に試験結果を公表している団体さんは、そこまでの道筋がきちんといろんなことをやれていることなのか、問題がないはずだという取組を積み重ねて来ているのかという事をあらためて確認してください。チェックツールで見ている話なので、あるエラーがたくさん出ているけれど、よくよく分析したところ、実害がないと判断していいだろうという場合もあります。しかし、そうとは考えられないほど、たくさん問題のある事例が出てしまっているというのが実態なので、よくよく確認をいただきたいということです。

試験の実施を誰に頼むかという事に関しては、運用ガイドラインはこのように言っています。「専門性、客観性の観点から第三者に依頼することを検討します」と書かれています。第三者というのは、ご自身でもなくページを作ることを頼んだ業者さんでもなく、別の客観性のある人ということを行っているわけですね。これは検査だとか監査だとかいう話になると、ほかの分野では当たり前だったりするわけですが、ウェブアクセシビリティというのはまだまだ歴史が浅くて、なかなかそういう話になっておりません。リニューアルをした業者さんをお願いして試験してもらおうとか、一番近くにいる保守の業者さんに頼んで試験してもらおうとかというケースも結構あるようです。そういうケースでちゃんとうまく回っている場合は良いですけども、業者さんは自分が作ったものに問題がありますと言

